

# Capital as Automatically Interest-Bearing Force

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/34367">http://hdl.handle.net/2297/34367</a>

# 「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の問題点

—— 宇野原理論体系の問題点(10) ——

村 上 和 光

## はじめに

- I 宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の構造と展開
- II 宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の意義と問題点
- III 原理論体系の終結規定

## はじめに

前稿<sup>1)</sup>では、宇野「資本の絶対的過剰生産」論を対象に設定して、「資本の絶対的過剰生産」現象とその「恐慌勃発への過程」との連関構造——の検討が試みられた。そしてそのような作業の結果、一方で、宇野による理論展開を通して「資本の絶対的過剰生産」論の基本構造解明が実現されるとともに、そこから「恐慌勃発の基本ルート」が設定可能なったという大きな成果がまず確認できたといってよい。その意味で、宇野「資本の絶対的過剰生産」規定がもつその基本的意義が何よりも確定される必要があるが、しかし同時に、そこに無視できない問題点がなお残存している点も決して否定できないというべきであろう。

その場合、いくつかの個別的な疑問点を一応除外すると、宇野「資本の絶対的過剰生産」論が依然として抱える問題点は、基本的には以下のようない側面にこそ集中していた。すなわち、このテーマに関わる「個別資本規定」設定が不十分であることに制約されて、「個別資本における過剰蓄積の進行機構分析」とそれに対する「個別銀行における信用抑制の深化機構分析」との相互関連分析がなお弱く、したがって、そこから、「恐慌勃発のメカニズム」を動態的に

導出することが不徹底だった——こと、これである。要するに、「利潤規定の運動機構的役割」の消極性に起因した、「資本の絶対的過剰生産→恐慌勃発」に関する「運動機構論的解明」の不明瞭性にこそ還元されてよいが、そうであれば、このような到達点からこそ、本稿の課題が以下のように浮上してこざるを得ないのはいわば当然ではないか。

すなわち、以上のような、宇野体系における、「景気循環論における運動機構論的視角の弱さ」が、最終的に、「宇野原理論体系に対してどのような阻害的作用を及ぼしているか」——の体系的検討に他ならない。そして、以上のような問題の成り立ち方からして、この「阻害的影響」を最も濃厚に受けている理論領域が、宇野原理論体系の終結規定をなす「それ自身に利子を生むものとしての資本」論以外でないこともまたいうまでもあるまい。何よりも、それは、「原理論体系を何を基準として終結させるべきか」に関わるからであって、その地点においてこそ、「運動機構論」がその原理論的試金石としての役割を問われよう。

したがって、本稿の課題がこう確定されていくのはいわば自明なように思われる。つまり、宇野体系における「運動機構論的視角」の最終的なあり方を、原理論体系の終結規定たる「それ自身に利子を生むものとしての資本」論を素材として検討し、それを通じて、「原理論の最終的規定」を再考察するとともに、「原理論体系—運動機構論の内在的連関性」を明瞭化すること——これである。まさにこれこそが原理論体系化のその終局点ではないか。

## I 宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の構造と展開

[1] 宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の構造 まず全体の総体的前提として、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の(1)「基本構造」を確認しておく必要があろう。そこで、差し当たり旧『原論』<sup>2)</sup>を素材として宇野体系の理論的道筋を追うと、周知の通り、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」<sup>3)</sup>規定は、宇野・原理論体系のいわば終結規定をなす。すなわち、第3篇「分配論」の中において、「利潤論」→「信用論」→「地代論」→「商業資本論」を経つつ、そのうえで、資本主義経済の原理的分析をその

課題とする経済学原理論の、まさしくその総括規定にこそ当たつていよう。

その点を念頭においてさらにその内部構成にまで立ち入ると、この宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論は、大まかにいって、①「A 利潤の利子と企業利潤への分割」、②「B 資本の商品化」、③「C いわゆる国民所得」という3領域から構成され、最後にそれを受けて、「資本主義社会の階級性」分析へつながる<sup>4)</sup>—— という成り立ちになっている。その点で、最初に第1に①において、これに先立つ「商業資本論」との関係で、まず「商業資本の倒錯性→産業資本自身への移入」を根拠として、「それ自身に利子を生むものとしての資本」規定への「移行論理」とその「定義」とが明らかにされつつ、ついで、それを前提にすることによって、次に第2として、この「それ自身に利子を生むものとしての資本」の現実的規定が、何よりも「資本の商品化」に即してこそ設定されていく。具体的には、「株式資本」・「土地価格」などに闇説されながら「資本主義社会の物神崇拜的性格」が示されるといつてよいが、まさにそれを根拠としてこそ、この「物神性」の「反映=完成」形態として、最後に第3として、「資本—利子、土地—地代、労働—賃金」という、③の範疇的確定が手に入ると考えられるわけであろう。要するに、これこそ、「形式的には商品形態をもつてこの実質的関係を隠蔽する」(旧『原論』521頁)という意味を有する、まさしく「資本主義社会の階級性」以外ではなく、したがって、宇野体系はここでこそその帰着点に到達する。

[2] 宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の展開 このような宇野体系の基本構造に立脚したうえで、次に、(2)その「展開」へと立ち入った分析メスを加えていかなければならない。そこで第1に①「概念論」が問題となるが、その1つ目としては、何よりも(イ)「移行規定」こそが注目されよう。その場合、宇野においては、この「移行規定」の焦点をなすのはいうまでもなく(a)「商業資本の特殊性」<sup>5)</sup>だとみてよいが、その方向から、宇野はまずこの「商業資本の特殊性」について改めて整理を加える。すなわち、一般的にいって、「資本の再生産過程における資本家の役割は、G—W…P…W'—G'の資本の循環運動を統括することにあり」したがって「その活動はそれ自身にはなんらの価値をも生産するものではない」(旧『原論』507頁)としたうえで、しかし、「ただこの過程が、商業資本によって分担せられると、……商業資本家

自身の活動によって、利潤を追加されるものとしてあらわれる」(同)と宇野はいう。もちろん、ここまで論述は宇野・商業資本論すでに示された内容でありこれ自身に新展開があるわけではないが、このような「商業資本の特殊性」が宇野型ロジックの最も基本にある点——には十分な注意が必要であろう。

そのうえでそこから、宇野による本格的な論理展開がスタートし、最初に(b)「商業資本利潤の分割」へと進む。その際、議論の出発点が「商業資本の利用資金の性格」にこそ求められつつ、「商業資本の利潤なるものは、……産業資本の流通費用を節約するということに基づいて」おり「したがってその内には産業資本が貸付資本を利用してその流通資本を補足する場合と同様の要因を含んでいる」(同)としたうえで、宇野は、さらにもう一步積極的に、「商業資本自身が銀行からの貸付資本を利用する場合には、その点は明確である」(同)と強調する。まさにこのような理解に立ってこそ、以下のように指摘されるといってよい。

「いい換えれば、商業資本の利潤は、商業資本家の活動に基づくものとせられるにしても、この貸付資本利子に相当する部分までを、一様にかかるものとするわけにはゆかない。そこで商業資本の利潤は、一方では商品の購入に充てないでその資金を貸付資本として使用した場合に得られる利子部分と、商業的活動によって得られるものと考えられるいわゆる企業利潤部分とに分けられることになる。」(同)

みられるように、宇野の主張点は明瞭であろう。すなわち、「商業資本が剩余価値の生産に直接関係のない流通過程に投ぜられ、しかもその資本家的活動に基づいてその利潤を与えられる」という「商業資本の特殊性」に立脚して、「(商業)利潤は、資本家的活動に基づくものとせられるいわゆる企業利潤と、単に産業資本の流通資本を補足するものとして貸付資本と同様に利潤の一部を分与せられる利子とに分けられることになる」(旧『原論』506頁)——とされるわけであって、まさしく宇野型「商業利潤の分割」規定だといってよい。

ついで、この「商業利潤の分割」をふまえてこそ、次に(c)その「産業利潤への移入」が設定をみる。その場合、まずその移行に関する宇野の説明が注目されるが、この場面でもそれをつなぐ接点は「資金の性格」<sup>6)</sup>だといってよく、その点を宇野はまずこういう。すなわち、「商業利潤のかくの如き企業利潤化の

背後には、すでに指摘したように商業に投ぜられる資金が、貸付資本として貸し付けられる資金と同じ源泉から出るものであるという事実があ<sup>り</sup>りしたがって「それは貸付資本として利子の得られる資金が商業に投ぜられたに過ぎない」(旧『原論』508頁)のだ——と。そしてそのうえで、そこからロジックを反転させることによって、こうして今度は、この「資金源泉の同一性」を根拠にしつつ、「ところがその点になると産業資本も商業資本と異なるところはないものとなっている」(同)とし、結局、この「同一性」を立脚点にして「産業利潤への移行」が以下のように提起される。

「かくして商業資本は、一方では貸付資本と共通の面をもち、他方では産業資本と共に貸付資本に対立し、自己の商業利潤を利子と企業利潤とに分割しつつ、その形式を産業利潤自身にも移入することとなる。また実際、産業資本もその剩余価値の利潤としての分配は、……投下資本を費用価格化することを前提とし、商人資本的な行動を通して実現するのであって、それは容易に行われる。」(旧『原論』509頁)

こうして、宇野によって、「商業利潤の利子と企業利潤への分割」が、「資金源泉の同一性」および「商人資本的な行動性」という2つの要因を仲立ちにして、「産業利潤」にまで「適用=移入」されることが示される。しかもそれだけには止まらない。というのも、このような「産業利潤への移入」をステップとして、さらに「しかもこの関係は、単に新しく投ぜられる資金ばかりではなく、すでに投ぜられている資本にも、それを社会的に形成せられた資金からいわば借り入れられた形式を与えられることになる」(同)——と宇野は論理を展開するからであって、したがって最終的には、「一般的に資本利潤は、利子と企業利潤とに分割せられる」(同)ことに帰着する以外にはあるまい<sup>7)</sup>。要するに、「商業資本→産業資本→資本一般」という順序を経て、「利潤の、利子と企業利潤への分割」が理論的に進むというのが、宇野の最終的な主張であり、この点にこそ、宇野体系の基軸が求められてよい。

そのうえで、次に2つ目に興味深いのは、何よりも「それ自身に利子を生むものとしての資本」の(口)「具体化論」であって、直裁にいえば、「株式会社制度はそれを具体的に示すものに外ならない」(同)という宇野の方向性以外ではない。その場合、直ちに問題となるのは、この株式会社に関する、「原理的規定性」と「歴史的規定性」との関連<sup>8)</sup>であるが、宇野にあってはその点がやや

不明瞭なように思われる。すなわち、宇野はまず一面では、(a)「歴史的規定性」を指摘し、「株式会社は実際には個別資本にとって過大の資金を要する大事業に採用せられる方法であって、産業には資本主義の発展段階の寧ろ末期に普及するのである」(同)と述べる。まさしく株式会社の「歴史的段階性」をこそ強調するとみてよかろう。そしてこの把握は正当だといってよいが、しかしそれに止まらず、それに言葉を継いでさらにこう説明していく。いうまでもなく(b)「原理的規定性」の提起に他ならず、例えば、「資本家の生産関係の内部に行われる……信用制度の一般化と共にその基礎を与えら」れつつ、株式会社は、「資金の社会的蓄積としてあらわれる、生産手段と労働力との社会的蓄積を、個々の資本家の蓄積から解放して、資本家社会的に事業の技術的要求にしたがって集中的に蓄積しようというのである」(同)——などと宇野はいう。そうであるかぎり、これは、「歴史性」を超えた、株式会社の「原理的規定性」といってよいのではないか。

したがって、宇野「株式会社具体化論」の(c)「総合規定」としては、「歴史的規定性—原理的規定性」の区別に関して、なお一定の不明瞭性が否定できないといふしかない。なぜなら、宇野の論理は、結局は、「実際にはこれがまた大資本による資本の集中の手段として利用せられて、最近のいわゆる金融資本の時代を形成する」(「歴史的規定性」)としつつも、「そういう点はここでは立ち入って論することは出来ない」(同)として問題を回避するが、にもかかわらず、最終的には、「この形式は現実に企業資本家と貸付資本家化されたる資本の所有者とを具体的に分離するのである」(「原理的規定性」)——という点に帰着するからに他ならない。まさしくそのロジックは「ジグザグ化」を余儀なくされているが、そうである以上、そこに、周知のような大きな「火種を残す」のは余りにも自明ではないか。

そして最後に、以上を前提にして、3つ目に、「それ自身に利子を生むものとしての資本」の(ハ)「本質論」がこよう。つまり、いわゆる「監督賃金」規定の出現であるが、宇野によれば、まずその前提には(a)「企業利潤の賃金化」という現象が重要だとされる。立ち入って宇野の説明を追えば、「資本家が資本の所有者としての資本家と、資本の運営者としての資本家とに分離されるということは、利子部分をそれ自身に資本の果実とするのに対して、企業利潤部

分を資本家の活動に対する報酬として賃金化することになる」(旧『原論』510頁)と説明されるとあってよく、こうして、「利潤の分割」を論拠にして、まず「いわゆる監督賃金」観念が導出をみよう。まさしく、「企業者利潤→資本家活動に対する報酬化→賃金化」という道筋以外ではないが、しかしそれだけには止まらない。というのも、この論理を延長させると、そこから、(b)「資本家機能の転換」に連結せざるを得ないからであって、「それ自身に利子を生むものとしての資本」は以下の表象をさえ生み出すとされる。

「元来、資本の生産過程は資本と分離せられると単なる生産過程に過ぎない。企業資本家が資本の所有者としての資本家と分離せられ、対立せられると、もはや資本家としてではなく、単なる経営者として、生産過程を統括する機能を有するに過ぎないものとしてあらわれて来る。『資本家が資本家として果たすべき特殊的機能、しかもまさに労働者と区別され且つ対立する資本家に属する特殊的機能が、単なる労働機能として表示される』……ということになる。」(旧『原論』510-511頁)

まさしく、「それ自身に利子を生むものとしての資本」規定の「理論的到達点」以外ではあるまい。なぜなら、宇野体系としては、「商業資本機能の特殊性」をスタート点とした「それ自身に利子を生むものとしての資本」論は、「商業利潤の利子と企業利潤への分割」→「産業利潤への移入」→「資本利潤一般の分割」→「株式会社制度としての現実化」→「企業利潤部分の賃金化」といういくつかの屈折点を経て、いまや最終的に、「資本家機能の労働機能化」へと帰着せざるを得なくなったから——に他ならない。その点で、宇野体系のあくまでも論理圈内部においては、そのロジック展開の見事な完結性が確認されてよい。

以上のような考察を受けて、宇野は最後に、この「本質論」に対して以下のような(c)「総括」を試みる。すなわち、一連の「それ自身に利子を生むものとしての資本」規定によって、結局、「企業資本家は、資本の所有者としての資本家に対しては、労働者と共に賃金労働者であるかのごとき外観を呈する」(旧『原論』511頁)次元へと還元されてしまうのだ——と。換言すれば、「それはただマルクスの言葉を借りれば『搾取する労働も搾取される労働と同じように労働である』というに過ぎない」(同)次元以外ではないが、その場合に、宇野の強調点として重要なのは寧ろ以下の文脈ではないか。例えば、「しかしながらかかる関係は……単なる外観的なるものではない」(同)という表現にこ

そ端的に表れているのであって、もう一步立ち入っていえば、その含意は、「資本主義的生産関係は、この外観的関係を以って自分自身を処理しているのである」(同)という点にこそ求められてよい。

にもかかわらず、この「外観的関係の存立基盤」がなお不確定なこと——はどうしても否定はできず、それが、「単なる外観的なるものではなく自分自身を処理するもの」であることは十分に理解可能だとはしても、そこからさらにもう一段抽象度を下げると、以下のような難問に直面せざるを得まい。すなわち、それは「観念なのか制度なのか機構なのか」という問い合わせを払拭することは不可能だという以外にはなく、やはり一件落着とはいきまい。

しかし、このような難問を抱えつつ、宇野は論理をもう一回転進める。つまり、いま指摘した、「資本主義的生産関係は、この外観的関係を以って自分自身を処理する」という規定を跳躍台にして、「即ち資本は、それ自身に利子を生むものとして商品とせられ、他の商品と同様に売買せられるのである」(同)という領域へと入っていく。まさしく「資本の商品化」であって、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論はその「現実論」へと向う。

そこで第2は②「現実論」に他ならない。いうまでもなく、「それ自身に利子を生むものとしての資本」が「商品化」されるその「仕組み」が焦点となるが、宇野は、その場合の理論的接点を何よりも「株式会社制度」<sup>9)</sup>にこそ求める。というのも、「資本は土地のように単なるものとしてあるわけではな」く、「貨幣、生産手段、商品等の種々なる姿をとり、労働力の姿さえとする価値の運動体である」以上、「したがってこれが商品化するといつてもそう簡単な形では行われ得ない」(旧『原論』511-512頁)——からであって、その「商品化」には独特的操作が不可欠だと宇野はいうのであろう。こうして、「ここでもまた株式会社制度がそれを具体化するものとして役立つ」(旧『原論』512頁)とされるといってよい。

このようなイントロダクションを示しつつ、宇野は、最初に1つ目として(イ)「株式資本」からスタートする。そこでまず(a)「規定」が問題にされるが、最も基本的には、「株式会社の資本は、一定額の資金に対して、配当請求権を有する株券を渡すことによって形成される」(旧『原論』512頁)として規定される。その点で、株式資本の具体的形態としての「株券は、会社資本の所有権を

代表するものとなる」(同)という側面にこそその規定上の焦点があることはいうまでもない。そうであれば続いてそこから、この株式資本の流通上の特質が現れてくるのは当然であって、その点を、宇野は、「かくの如くにして一たび投資されると会社資本に対するこの所有権は、もはや会社の解散でもない限り株主には帰つて来ない資本に対する所有をあらわすのであって、会社資本と別個の存在を与えられる」(同)と説明していく。言い方を換えれば、これによって、「株主資本家は、もはや配当請求権に過ぎない資本の所有を、株券の売買によって、自由に移転し得ることになる」といってよいが、まさにこのような関係を前提としてこそ、宇野によって、「これは資本が繰り返し行われる循環運動をなす価値の運動体としてありながら商品化する唯一の方法といってよい」(同)という重要な視点が導出可能にされていく。要するに、以上のような特殊な規定性をもつが故に、この株式資本こそが、「資本の商品化」規定の基礎におかれていく。

それを受けつつ、宇野はもう一步ロジックを進めて、(b)「運動の二重性」へと入る。すなわち、「それと同時に資本は二重の存在を与えられる」とし、「一方は会社資本として一般に資本の運動をなしつつあり、他方はこれと直接には関係なく売買移転されるものとしてある」(同)——という「株式資本二重化の仕組み」がまず示されよう。しかしそれだけではなく、このような「仕組み」に立脚して、さらに、その数値例に即しながら市場における運動展開を問題にし、宇野は、具体的には、「前者は、例えば1株50円の額面をもって投資された幾万株かの資本としてその運動をなすのに対して、後者はたとえ50円を投資したにしても、そのまま50円の資本を所有するとはいえないことになる」(同)と踏み込む。つまり、株券の価格は変動を余儀なくされるのであって、その機構がこう説明される。

「勿論、配当自身は商品としての資本の価値を表わすものではない。資本から生ずるものである。そこで……この資本は、資本家社会的に所有される資金から投ぜられたものとして、資金自身の価値としての利子率を基準にして資本還元される。例えば年1割2分の配当を有する額面50円の株券は、その時の利子率を仮に3分とすれば、2百円を基準とした相場をもつことになる。……会社に投ぜられた50円に対して、株券は2百円の擬制資本をなすものとなる。」(旧『原論』512-513頁)

こうして、「擬制資本としての株式資本」という論理化が設定されることになろう。そしてこのような到達点に即してこそ、最後に、宇野によって(c)「意義」が全体的に集約されていくとみてよい。すなわち、「利潤(率)－利子」の相互関連が総合的に提示されるということであって、「会社資本がその価値増殖を利潤率として表現するのに対し、それを或る程度反映する配当金が<sup>3</sup>、逆に一定額の資本を擬制されてその利子とせられる」(旧『原論』513頁)——という特有な「逆転現象」が強調されていく。そうだからこそ、ここを起点にして、「株式資本は、それ自身ではなお単なる貸付資本とはならないが、しかもかかるものとせられる」(同)という興味深い叙述が与えられるとみてよく、その結果、「それによって資本自身が商品化されるのである」(同)という宇野の主張が一層強められるわけである。

そのうえで、2つ目は(口)「土地価格」に他ならない。そこで最初に(a)「導入=規定」が重要だが、いま直前にフォローした「株式資本」を直ちに引き継ぎつつ、「このことは一定期間に一定額の地代を生ずる土地に対しても同様である」(同)として「土地価格」へと移る。すなわち、「土地は、勿論、労働の生産物ではなく、それ自身価値を有するものではない」が「しかしその所有者に定期的に地代の得られる限り……商品化される」(同)というロジックに沿いながら、まさに「その所有者に対する定期的な収入の実現」——という共通性を根拠にしてこそ、宇野は、「土地価格の擬制資本性」へと連結させるわけであろう。

そのうえでこの点を前提として、次に「土地価格」の(b)「内容」へと入るが、そのポイントをなすのは、ここでもいうまでもなく「資本還元手続き」以外ではない。つまり、「その商品としての価格は、商品化されたる資本と同様に利子率によって還元されて与えられる」(同)と宇野は説明し、それを通して、「一たび価格を与えられて売買されことになると、地代はもはや無償で得られるものとは考えられなくなる」(同)点が改めて明瞭化されていく。こうして、地代は最終的に「一定額の資金を投じた資本の利子としてあらわれる」が、その場合に取り分け重要なのは、「それは資本家的生産関係自身によって確立せられたものであるにも拘わらず、土地が元来かかるものとしてあったかの如くに觀念せられてくる」(同)という構造に他ならず、まさにここにこそ、その「擬制性」が際立つ。

ここまでを土台にして、宇野によって、さらに(c)「意義」としての集約が示されていく。すなわち、まず宇野は、「土地価格は、資本化されたる地代に外ならない」という内実を確認したうえで、「しかしそれは決して農業に投じられる資本をなすのではない」点に注意を払いつつ、結局、「一定の価格を支払って土地を買い入れたものは、あたかも株券を買い入れたものが配当をその利子として得るのと同様に、地代を利子として得る」(旧『原論』515頁)——という図式をこそ強調するといってよい。まさにここにこそ、宇野による「土地価格の本質」規定が集約されていると判断可能であり、要するに、「株式資本—配当—利子形態」とまさにパラレルな、「土地所有—地代—利子形態」という関係の成立こそが提起されているわけではないか。この点をこそ、土地価格の本質だと理解し得るその所以である。

こうして、「資本の商品化」はその到達地点に達しよう。その点を、宇野は例え、「資本の商品化は、その内に土地の商品化を完成するものとして、労働力の商品化を基礎とする資本主義的商品経済を完成するものに外ならない」(同)という表現で述べる。そしてそれは、ここまでロジックを追ってきた視点からするとすでに明瞭なことだが、さらに重要なことは、まさに、「それはまた同時に資本主義社会自身の物神崇拜的性格を完成する」(同)という宇野の把握であって、「土地価格」規定はついで「物神崇拜性」論へと連結していく。

そこで3つ目こそ(ハ)「物神崇拜的性格」に他なるまい。その視角からして、最初に(a)「規定性」が問題となるが、宇野はその前提として、ここまで論理を集めることによって、「資本はそれ自身に利子を生み、土地は地代を生み、労働は賃銀を生むという形で資本主義は、その社会的関係を物化する」(同)とみる。具体的にいえば、「利子、地代、賃銀は、それぞれ資本と土地と労働との、通俗的に生産の三要素とせられるものそのものから生ずるものとせられる」(旧『原論』515-516頁)とするといってよく、この確認がまず前提となろう。しかも注意すべきは、「それは単にそう考えられるというだけではない」点であり、まさしく「事実、そうしているのである」(旧『原論』516頁)点こそが重視される。

そしてここを起点としてこそ、「物神崇拜性」の規定が以下のように開示されていく。

「それは資本主義が自らの特殊歴史的な形態規定を、その形態自身を通して主張する方式に外ならない。資本が資本としてそれ自身に利子を生むものとせられ、商品として売買せられるという事実の背後には、全資本主義的な生産関係が隠されている。かかる関係が与えられると、商品関係のうえに生ずる人間関係が、完全に物自身によって生ずるものとせられ得るのである。それは商品生産が与えられると、それ自身には富とはいえない貨幣が、金として特定の富に過ぎない貨幣が、富そのものとせられるとの対応し、これを生産的基礎によって完成するものである。」(旧『原論』516-517頁)

要するに、「商品関係のうえに生ずる人間関係」が「完全に物自身によって生ずるもの」とされる構造——にこそ、宇野の主張する「物神崇拜性」のその基軸が設定されているといってよい。しかしそれだけではない。そのうえでさらに、このような、「それ自身に利子を生むものとしての資本」論に即して解明される「物神崇拜性」こそが、それが「生産的基礎=全資本主義的な生産関係」に立脚しているが故に、いわゆる「貨幣物神性」をも越えて、「資本主義的物神崇拜性」のまさに「完成形態」に他ならない点にまで踏み込まれていよう。こうして、宇野によって、「物神崇拜性」の「規定性」が内容深く掘り込まれる。

その意味で、宇野の論理系にあっては、この「物神崇拜性」が、「それ自身に利子を生むものとしての資本」規定におけるそのいわば総括規定に当たっていることが明瞭に把握可能<sup>10</sup>だが、しかし、以下の点はやはりなお理解が困難であろう。すなわち、このような「物神崇拜性」は、資本主義における経済主体にとって、「単にそう考えられる」という「理念上の行動指針」レベルに止まるものなのかな、それとも、「単にそう考えられるというだけではない」(旧『原論』516頁)という、一定の「機構作用」レベルにまで連結するものなのかな——は依然として不明確なままなのではないか。しかも、この点は宇野体系の何よりも枢軸に関わるという以外にはない以上、この点について十分な注意がさらに必要であろう。

それを踏まえて、次に宇野は(b)「物神崇拜性の限界」へと進む。すなわち、以上のようにして、「物神崇拜性の完成」という形で、「人間関係の、物自身の関係としての表出」という「完成形態」が進行するが、しかし宇野は、このような「形態のもつ限界」を的確に主張することも同時に忘れてはいない。もう一步立ち入って宇野の論述を追うと、まず宇野は、「土地—労働—生産手段」と

いう生産要素について、いかに「物神崇拜性」が完成したとしても、「しかしそれは資本主義社会ではいずれも一定の特殊歴史的な社会的規定をもつて結合せられるのであって、単なる物的の関係でもなければ、また単なる人間と自然との関係でもない」(旧『原論』517頁)という点を前提として示す。言い換えれば、「これを単なる資本と土地と労働となすことは、その特殊歴史的性質を捨象した抽象的規定に過ぎない」(同)——ということに他ならず、宇野はむしろ、この「抽象的規定」はあくまでも「特殊歴史的な社会形態が自らを1つの社会として完成する特殊の方式に過ぎないのである」(同)側面をこそ強調するわけである。したがって、無防備な「物神崇拜」理解ではない。

もっとも、この場合の「特殊の方式」が、「単なる観念なのかそれとも一定の機構なのか」に関しては依然としてなお不明瞭性が消えているわけではない。しかしそれを描いて考えると、宇野によるこのような指摘を通して、まさしく、「物神崇拜性」に関わるその「限界」が提示可能になったことだけは確認可能ではないか。この側面も軽視されてはならない。

このようなロジック経路を経て、最後に、(c)「本質」が宇野によってこう提示されよう。

「現に資本主義は、利子をそれ自身が生むものとしながらこれを規定し得るなんらの基準をももっていない。資本主義はこの基準をも商品としての資金の需要供給にまかせる外はない。……いい換えれば資本主義は、資本主義に特有な盲目的な価格の運動に自らをまかせることによって、人間の社会的関係をも物の社会的関係として処理するのである。それは全く近代的社会における物神崇拜の最後の残存物といえるのである。」(同)

いまや明白ではないか。すなわち、宇野は、「人間の社会関係をも物の社会関係として処理する」という「資本の物神崇拜性」をここで最終的に確定するが、何よりも、まさにそれが「全く近代的社会における物神崇拜の最後の残存物」である点——をこそ強調するわけである。こうして、宇野による「物神崇拜性」規定は、いわばその最終到達点へと帰着していこう。

以上の展開を踏まえて、最後に第3は③「階級性論」である。そこでまず1つ目として、宇野は(イ)「国民所得」規定<sup>11)</sup>にこそ着目していくが、最初に(a)「規定性」はどうか。さて宇野はまず総体的に、「利子と地代と賃銀と、そして

企業利潤とは、所謂国民所得の基本的なるものといつてよ」く「他の所得はこれから派生するものと見ることが出来る」(旧『原論』518頁)とする。しかし、議論の焦点は以下の点にこそあるのであって、そのうえで、「この国民所得觀こそ上述の資本主義社会の物神崇拜的性格をそのまま反映するものに外ならない」(同)といわれる。まさしく、すでに設定された「物神崇拜的性格」をそのまま「反映」して現出してくるシステムこそが「国民所得」規定なのであり、したがって、このような両者の連関性にこそ、宇野の主張における力点があるのはいわば当然であろう。

しかしそのうえで、このような把握における、無視し得ない(b)「特殊性」にも配慮が払われる。というのも、「資本家社会の年々の再生産過程は、年々の労働によって $v+m$ なる価値生産物を新しく生産しながら $m$ 部分を資本に対する純所得とし、第1次的に資本家の手に実現せしめ、これが……利潤、地代、利子の形態で再分配せられるのである」(同)が、それに対して、「それにしても労働者の賃銀が資本の純所得としての剩余価値と同様の所得をなすものでない」という事実はどうすることも出来ない」(旧『原論』518-519頁)——からに他なるまい。すなわち、賃金に関しては「ただ形態的に隠蔽されるに過ぎないのであり」、いい換えれば、「労働者の賃銀を労働者の所得とすることは、そしてこれを利子、地代と並列し、さらに企業利潤とそれを同質化することは、資本家の生産関係の現象形態を無概念的にそのまま採用するものに外ならない」(同)と宇野は判断を加えていく。

要するに、宇野はこう強調したいのではないか。すなわち、「資本主義は利子形態によって資本家の企業利潤を監督賃銀化し、労働者の賃銀をも所得化するのであるが」、それにしても、「労働者賃金の所得化」は「資本の純所得としての剩余価値と同様の所得をなすものではない」のだ——と。まさしく、これこそ「国民所得論」が抱えた「そのヒビ割れ」以外ではなく、ここにこそ、「宇野の現象批判的視点」が垣間見られるといつてもよいが、このような理解に立脚して、さらに、「資本主義が現象形態として与えるものをそのままその本質となすことは、科学的研究を無用とする立場に外ならない」(旧『原論』519頁)という宇野の指摘が浮上してくるのもいわば自明ではないか。この点にも留意しておこう。

以上を踏まえて、(c)その「意味づけ」へと宇野はロジックをつなげる。つまり、ここまで明らかにしてきた「国民所得」規定の根本的批判が提示されるといってよく、内容的にいえば、このように「労働賃銀を資本の利子と同様の所得」としてしまえば、それを通じて、「労働者の所得が資本—利子、土地—地代の所得と異って自ら労働しなければ得られないという点も、資本還元されて商品化され得るものではないという点も、不間に附せざるを得なくなる」(同)——と宇野はみるわけであろう。したがって、宇野のロジックをここまで追ってくると、宇野の把握に対する一種の「訝しさ」がようやく晴れよう。というのも、この箇所で「国民所得論」を論ずる宇野の意図がもう1つ不明瞭であったのに対して、以上のような宇野の説明によって、その「意図」が何よりも「国民所得論批判」にこそある点が明確になった——からであって、そうであれば、「国民所得論批判」が結局その焦点を形成する。

まさにそうだからこそ、「国民所得」規定を前提にしてしまうと、「資本はいかにして価値増殖をなすか、またその蓄積の一定の発達段階ではいかにして価値増殖をなし得なくなるか、こういう点はすべて明らかにし得なくなる」(同)とまでいって、宇野はそのロジックを深めるのだといつてもよい。まさしく、「総じて資本概念そのものの混乱を免れ得ない」(同)というニュアンスの、極めてラディカルな「国民所得論批判」だと理解すべきだが、その点に立脚して、宇野は、「個民所得論」の「本質」を最終的に以下のように集約しよう。

「資本—利子、土地—地代、労働—賃銀といういわゆる国民所得の基本的形態は、資本所得の本質的規定を隠蔽する資本主義的形態に過ぎないのである。」(同)

もはや明瞭ではないか。すなわち、「資本の物神崇拜的性格」を「そのまま反映するものに外ならない」ものとして「国民所得論」が位置づけられたが、まさに、そのような意味をもつ「国民所得論」こそが、いまや最終的に、「資本所得の本質的規定を隠蔽する資本主義的形態に過ぎない」——と把握されるに至ったと判断されてよい。要するに、「それ自身に利子を生むものとしての資本→資本の商品化→物神崇拜的性格→国民所得規定」という宇野論理系は、何よりも、「資本関係の本質的規定を隠蔽する資本主義的形態」としての解釈にこそその枢軸性をもつのであり、その意味で、いまやその到達点に帰着していく。

それに続いて、2つ目こそ(口)「資本主義社会の階級性」ではないか。そこで最初に(a)「規定性」から確認していくと、宇野は、何よりもまず「資本主義における階級関係の隠蔽性」をこそ強調する。そしてその場合、このような「無階級性」を惹起させる根拠を「商品形態」にこそ求めるのが宇野把握の特質であって、その点を宇野は具体的に、「資本主義社会は、実質的にはいわゆる搾取階級と被搾取階級という、あらゆる階級社会に共通な階級的対立の上に存立するのであるが、形式的には商品形態をもってこの実質的関係を隠蔽するのである」(旧『原論』521頁)と説明する。まさにこの「無階級的性格」にこそ「資本主義社会の階級性」の固有性がある——という点にこそその「規定性」が還元されてよいが、そうであるからこそ、そこから、「現象的には商品の売買と同様になんらの階級的関係にも依らないものとな」り、「それは全く自由、平等の契約関係を通して結ばれる社会関係」(同)として発現するともされている。例えばそれは端的にこのように表現されていく。

「眼に見える形態での階級的支配があるわけではない。生産手段を失った労働者として、経済的に強制せられて、いい換えれば政治その他の権力によって直接的に或いはまた社会的関係によって間接的に、強制せられることなく、自らの意思によって労働力を商品として販売せざるを得ないという形式を通してあらわれる関係である。」(同)

まさしく「資本主義社会の階級性」は、「無階級性」としてこそあらわれるわけである。

そのうえで、宇野の論述は次に(b)「階級性の性格」へと進む。すなわち、まずその焦点が「企業資本家の地位」に置かれつつ、「資本家と土地所有者と労働者という、資本主義社会のいわゆる三大階級も、この資本家的商品経済がそれ自身の形態的規定によって展開した利子、地代、労働賃銀なる所得形態に対応したものとして理解せられるならば、企業資本家の地位を曖昧にする傾向をもつものといわなければならない」(同)と宇野はいう。その点で、ここでも、「資本主義社会のいわゆる三大階級」に対しても、その構造的性格に関する特殊内容にこそ注意が喚起されていく。換言すれば、「資本家—土地所有者—労働者」という通俗的な「三大階級」理解には、特に「資本家—企業資本家」という環において一定の「裂け目」があること——の明確化に他ならず、その意味で、宇野によるこのような指摘は、「資本主義社会の階級性」把握にとつ

て基本的な有益性をもちろんもっていよう。

しかしそのうえで、そこになお一定の違和感が残るのもまた否定できない。なぜなら、このようにして、「資本主義社会の階級性」の「内容」が、「外部評価者の視点」からいわば「批判的」に解析されることになれば、そもそも「資本主義型・階級性の無階級性」などは最初から発現し得ないのであるまい。したがって、そうなってしまえば、「現象的には商品の売買と同様になんらの階級的関係にもよらないものとなる」——「資本主義社会の階級性」という現象は初めから成立根拠を有しないと判断する以外にはない。したがって、ここには、「当事者観念」と「客観的機構」との間のクレバスが顔を覗かせている。

以上のような疑点を孕みつつ、宇野は(c)「階級性の本質」についてこう集約を試みる。

「一般的にはこの三大階級をもって資本主義社会の階級構成として固定してはならない。原理的には寧ろあらゆる階級社会に共通する二大階級に分れるものとして——それは利子、地代、企業利潤を所得とする社会層の分立を存しながら、労働者階級に対立する資本家階級乃至それによって代表されるいわゆる搾取階級として——理解しなければならない。」(旧『原論』521-522頁)

みられる如く、総括的には、宇野によって、「労働者階級＝被搾取階級－資本家階級＝搾取階級」という「二大階級」としての階級こそが提起されているとみるべきであろう。そして、まさにこのような理解に裏付けられてこそ、最終的には、「資本主義社会の階級性」は、「理論的には、……全社会が資本主義的商品経済として完成したものとしてその基本的規定を与えるに過ぎない」(旧『原論』522頁)という概括規定を提起するに至るのではないか。まさにこの点は、「階級関係の三段階論」として興味深い視角なように思われる。

それを踏まえてこそ、最後に3つ目として、(ハ)「終結規定」へ至るといつてよい。そこで最初に、宇野は、原理論の終結規定を提示するための前提として、そもそも、(ア)この「原理論の性格」を改めて確認する。すなわち、「原理論は……経済学分析の基本的原理を明らかにするものであるが、それは資本主義がその基本的社会関係を商品形態をもって律するものとして、その階級関係をも商品形態の内に非階級的外形をもって確立するものであることを明らかにするのである」(同)とされるといってよく、その場合のポイントは、何

よりも、「その基本的社会関係を商品形態をもって律するもの」という点にこそ求められていく。要するに、「商品形態による全面的包摂」という側面にこそ「原理論の性格」が色濃く反映されている——というのが宇野の趣旨だとみるべきだが、そうであれば、そこから、「原理論の終結規定」に対する宇野の積極性が導出されてくるのも自明ではないか。

したがって、次に(b)「終結規定の意味」にまで進み、宇野は例えば端的にこのようにいいう。

「生産物の商品形態をもって始めたわれわれの経済原論が、資本自身の商品化をもって終わるのは、資本主義が一歴史的・社会として存立する物質的基礎を商品経済の法則によって完全に支配されていることを明らかにするものに外ならない。」(同)

まさしくここでは、宇野によって以下の3点が主張されているのではないか。つまり、まず1つには、(A)「経済原論は資本自身の商品化をもってその終結規定とされるべきこと」、そして次に2つとして、(B)「そのような処理は、経済原論が商品論から開始されることに対応していること」、最後に3つには、(C)「そのような体系構成は、資本主義がその物質的基礎を商品形態によって一元的に支配されている点を明示していること」——これに他なるまい。こうして、宇野によって、「原理論の終結規定」が「資本の商品化」以外ではない構造が、経済学原理論の体系的性格との関連で、まさしく総合的に指示示されていると判断すべきであろう。その結論的妥当性はともかく、「原理論の終結規定=資本の商品化」とする、宇野の積極的な論理構造そのものに関しては、十分に納得可能なように思われる。

以上を前提として、全体の最後にこそ(c)「終結規定の体系的意義」が配置されているこう。換言すれば、「資本の商品化」こそを「原理論の終結規定」とする、以上のような理論的処理がもつ、その体系的役割だといってよいが、宇野はその点を以下の如くに総括する。

「それはまた決してあらゆる社会に共通ないわゆる経済原則そのものを対象とするのではなく、商品経済の法則の内にその一般的原則を実現するものとして、資本主義が一定の歴史的時期に始まり、一定の歴史的時期に新たなる社会に転化すべきものであることを含蓄する、そういう歴史的法則としてこれを明らかにするものである。」(同)

何と見事なそして魅力的な文脈ではなかろうか<sup>12)</sup>。もう一度いうが、宇野のロジック処理の妥当性はともかくとして、宇野の理解としては、このような、「資本の商品化」を「原理論の終結規定」とする方法こそが、まさしく、資本主義を「一定の歴史的時期に新たなる社会に転化すべきもの」として把握するその「固有の方法」なのだ——とされているわけであろう。そしてそうだからこそ、さらに進んで、「かくしてまたこの法則は、資本主義に一般的に通じるものでありながら、資本主義自身の発展をも、さらにまた各国における、或いは世界的関係としての資本主義の具体的発達自身をも分析し得る法則となり得るのである」(同)ともいわれるのであって、宇野型「三段階論」への、その適用性もが示されていく。

こうして、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」は、この「階級性論」に立脚した「原理論の終結規定」によってこそ、一応その最終ロジックに到達する。言い換えれば、それは同時に「経済学原理論」の終結点以外ではない以上、商品規定から開始された原理論体系も、「資本の商品化」という「1つの商品規定」によってその終末に至ることとなろう。

[3]宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の特質 では、このような展開内容をもつ宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の(3)「特質」は、どのように整理可能であろうか。そこで、その「特質」の第1としては、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の全体的体系が、大きくとらえて、①「機構論から理念論への発展論」としてこそ構成されている点ではないか。すでに具体的にそのロジックをフォローしてきた通り、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論は、概略、以下のような論理的道筋を描くものであった。すなわち、「商業資本機能の特殊性」→「商業利潤の『利子と企業利潤への分割』」→「『分割形式』の産業利潤への『移入』」→「資本利潤一般の『利子と企業利潤への分割』」→「株式会社による『具体化』」→「資本の商品化」→「『それ自身に利子を生むものとしての資本』概念の成立」→「資本主義社会の物神崇拜的性格」→「『国民所得』概念」→「資本主義社会の『無階級性』理解」—— という長大なる論理系に他ならないが、その場合に確認が必要なのは、何よりもその論理展開動因以外ではない。

そこで、「論理展開動因」という点に力点を置いて宇野体系を把握し直せば、

その動因エネルギーが、「機構論から理念論への発展」にこそ求められ得るのはまさしく自明であろう。というのも、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論は、その出発点が「商業資本の活動特殊性」という「機構レベル」規定に設定されつつも、その後の展開は、「商業資本家の観念」・「産業資本家の観念」を手始めとしつつ、労働者を含めた「資本主義社会の経済主体」におけるその「観念レベル」の進展過程としてこそ構成されていると判断せざるを得ないから——に他ならない。換言すれば、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論は、「機構論」をスタート規定にしつつも、その論理展開過程で自動転換を遂げながら、ロジックの進行とともに「理念論」へと性格を変質させ、最終的には、「資本主義社会に一般化される『いわば通俗的観念の普遍化』」にこそ帰着化しているわけであり、まさにこのような意味において、「機構論から理念論への転換」こそが取り分け目立つ。

したがって、こう判断可能であれば、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論が原理論全体において占める体系的位置としては、以下のように把握する以外にはあるまい。つまり、「分配論」という「運動機構論」の中で商業資本論の一環として位置づけられながらも、それとの関連でそこで「機構論的論理展開」を深化させるのではなく、むしろ「機構論」からは離れつつ次第に「理念論」として独自な展開を辿っていくのだ——と。

しかしそれだけには止まらない。なぜなら、いま確認した性格が宇野体系の中軸である点は否定し得まいが、もう一步深く立ち入ると、宇野のロジックはさらに錯綜しているからであって、その側面をも考慮すると、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の第2の「特質」としては、むしろ②「二元論的性格」こそが強調されるべきかもしれない。すなわち、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論は、まず一面では——直前に検出した通り——「機構論から理念論への発展論」=「理念完成進行論」として理解されてよく、それがその主流的性格をなすことは疑いないが、しかし他面に、もう1つ異質な性格をも見逃し得ない。すなわち、それと並んで他方には、それと重層化して、資本主義的機構の現実的展開を根拠にしながら、この「理念体系」をむしろ「消極化=否定」する——という処理もが明瞭であって、その点で、宇野の論理構成はいわば錯綜を遂げる。すでに具体的にフォローし

た通り、このような宇野による取り扱いはいくつかの側面で指摘可能だが、それは、例えば以下のような2つの場面で、特に注目されよう。

すなわち、まず1つ目は「物神崇拜的性格」に関連してあって、そこでは宇野は、一方では、「商品関係の上に生ずる人間関係が、完全に物自身によって生ずるものとせられ得る」(旧『原論』516-517頁)としながら、直ちに他方では、「しかしそれは資本主義社会ではいずれも一定の特殊歴史的な社会的規定をもって結合せられるのであって、単なる物的の関係でもなければ、また単なる人間と自然との関係でもない」(旧『原論』517頁)として、「物神崇拜性」を明らかに「打ち消す」という処理を施している。しかもそれだけではない。さらに2つ目に「国民所得論」が注目されるべきであり、宇野は、まず一方で、「利子と地代と賃銀と、そして企業利潤とは、いわゆる国民所得の基本的なるものといってよ」く「この国民所得観こそ……資本主義社会の物神崇拜的性格をそのまま反映するものに外ならない」(旧『原論』518頁)としつつ、他方では、「労働者の賃銀を労働者の所得とすることは、そしてこれを利子、地代と並列し、さらに企業利潤をそれと同質化することは、資本家的生産関係の現象形態を無概念的にそのまま採用するものに外ならない」(同)という点で、その「消極化」に至つてしよう。まさしく「二元論的性格」が濃厚ではないか。

そのうえで、第3の「特質」こそ③「体制的特質型総括」ではないか。すなわち、繰り返し確認してきた通り、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論は、「資本主義社会の階級性」規定によってその終止符が打たれ、しかも内容的には、「現象的には商品の売買と同様に何らの階級的関係によらないものとなる」(旧『原論』521頁)点にこそその軸点が求められていた。したがって、「商品形態をもってこの実質的関係を隠蔽する」(同)ことから帰結する、その「無階級性」にこそ資本主義社会の階級的特質が設定されていたとみてよいが、その場合に、宇野の理解において極めて特徴的のは、このような「特有なり方」こそが「資本主義の体制的総括」をも表示している——という固有な把握ではないか。もう一步立ち入って示せば、そのことは、一面では、「それは資本主義がその基本的社会関係を商品形態をもって律するものとして、その階級関係をも商品形態の内に非階級的外形をもって確立するものであることを明らかにする」(旧『原論』522頁)と同時に、他面では、「生産物の商品形態を

もって始めたわれわれの経済原論が、資本自身の商品化をもって終わるのは、資本主義が一歴史的社會として存立する物質的基礎を商品經濟の法則によって完全に支配されていることを明らかにする」(同)—— という把握以外ではあるまい。

まさにこのような地点に立ってこそ、宇野は、これは、「資本主義が一定の歴史的時期に始まり、一定の歴史的時期に新たなる社會に転化すべきものであることを含蓄する、そういう歴史的法則としてこれを明らかにするものである」(同)と述べるのであり、ここにこそ、宇野の最終的主張点が確定されてよい。要するに、このような「体制的総括」規定にこそ、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の、いわばその総合的特質がみて取れる<sup>13)</sup>。

## II 宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の意義と問題点

[1] 宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の位置 以上までで、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の具体的な内容をやや詳細にフォローしてきたが、その検討作業を前提にして、ここからは、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の「意義—問題点」の摘出を試みていくことにしたい。最初にその基本土台として、まず宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の(1)「位置」を手短に確認しておく必要があろう。そこで改めて宇野の体系的位置を振り返ってみると、そのエッセンスは以下のように整理されてよいように思われる。すなわち、まず第1に、①「商業資本機能の特殊性」および「商業利潤の分割」という「機構論」レベルをロジックの出発点としながら、ついで第2に、②そのような「利潤の利子—企業利潤への分割」觀念を、「産業資本」および「資本一般」へと「移入」するという「理論操作」をおこなう。したがって、この水準で「機構—理念」への飛躍が遂行されるといってよいが、そのうえでさらに第3として、「機構的裏づけ」をもはや保有しない今まで、そこから第3に、③「資本の商品化」を経て、「資本主義社會の物神崇拜的性格」→「国民所得論」→「資本主義社會の階級性」というステップを踏みつつ、最終的には、「無階級性」という「資本主義的理念」の「完成」へと到達する。もちろん、その途中で、幾度か「機構による理念への反省」が加

えられははするものの、展開ロジックにおけるその推進力としては、何よりも、「機構論レベルからの離脱」と「理念レベルでの完成化」こそがその中軸に配置されている点に疑問はあり得まい。

しかもそれだけではない。それに加えて、このような「理念の完成化」を立脚点にしてこそ、それに則って「原理論の終結規定」が開示されるとともに、宇野によって、最後には、そこから、「冒頭商品論への円環化」さえもが導出される<sup>14)</sup>——ことともなつていいよう。

したがってこう集約されるべきではないか。すなわち、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の「位置」も、まさにこの点に即してこそ設定されるべきであって、それは、何よりも、「機構論からは逸脱した」、「理念論としての完成化プロセス」という性格にこそ還元されざるを得ない。言い方を換えれば、宇野原理論体系は、商業資本論でその「機構論分析」としてはいわば終了てしまっているのであり、まさにそこを起点とする、それ以降の「それ自身に利子を生むものとしての資本」論は、それに対して、「理念論の展開」以外の何ものでもないわけである。それを踏まえながら約めていえば、こう整理されてよいであろう。すなわち、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論こそは、「分配論」としての「機構論」からは切斷されつつ、「資本主義社会の体制的理念」を解明する固有の論理領域として、まさしくその独自な存在意義を担っているのだ——と。

[2] 宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の意義 このような宇野体系の「位置」を基準にすると、最初に(2)宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の「意義」はどのように整理可能であろうか。そこで「意義」の第1としては、最初に①「資本の商品化」概念の明確化が指摘されてよい。周知のように、『資本論』の「資本の商品化」規定には一定の不明瞭性が否定できないが、宇野は、それに修正を加えつつ「資本の商品化概念の確定」をなし遂げたと考えられる<sup>15)</sup>。つまり端的に性格付けければ、『資本論』の場合には、「貨幣の商品化」と「資本の商品化」とが未分離に融合化して説かれていたのに対しても、宇野の場合には、その2つの「商品化」を明確に分離することを通してそのそれぞれの固有な意味を明らかにした——という成果がみて取れよう。その点にもう一步立ち入ると、まず『資本論』においては、資本関係の「物

化におけるその「完成形態」を「資本の商品化」に即して把握する視点から、「資本の商品化」が『資本論』第3巻第5篇で展開されるが、その論理的特質は、この「資本の商品化」が、産業資本の運動内部に生じる遊休貨幣資本の一時的な転用関係をなす「貨幣の商品化」と明確に区別されずに説かれる側面にこそ求められてよい。換言すれば、運動体としての産業資本そのもののいわば「物化」を意味すべき「資本の商品化」が、いわゆる「貸付資本」関係を意味する「貨幣の商品化」といわば「未分離」なかたちで一体化されるという難点——が否定できなかつた。

それに比較すると、宇野の説明では、「資本の商品化」は、「貸付資本—利子」の関係と一定の関連をもつながら、しかしそれとは内容的に全く区別される関係において、いわゆる「擬制資本の成立」というレベルでこそ解明されたと考えてよい。そして、その場合の「関連一区別」ロジックこそ、「商業利潤の分割」を出発点的媒介とする「それ自身に利子を生むものとしての資本」論であることは、すでに具体的にフォローしてきた通りであろう。

そのうえで、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の第2の意義は、②「資本主義的体制理念の成立」が構造的に示されたことではないか。すなわち、「物神崇拜的性格—無階級社会性」などは「資本主義の体制的理念」だと判断してよいが、宇野によって、このような「資本主義の体制的イデオロギー」が、その「発生基盤」に即して明瞭に開示されたと考えられる。まさしく、宇野によるこの「体制理念の確定化」こそが評価されてよい<sup>16)</sup>。

しかもその場合に注目されるべき点は、この「確定」が、以下のような「発生基盤」に即してまさに「必然性論」に即して解明されていることに他ならない。具体的には、すでに何度もフォローした、「商業資本機能の特殊性→商業利潤の分割→産業利潤への移入→利潤一般の分割→資本の商品化→国民所得論→物神崇拜的性格→無階級社会的性格」という一連の「発生ロジック」だが、まさしく「体制理念」がその基盤から明確化されていよう。

したがってこう評価されるべきであろう。すなわち、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論は、その総体を通じて、「資本主義の体制的理念形成構造」を、まさに「その発生ロジック」・「その発生基盤」・「その発生必然性」という3側面から、いわば総合的に解明し得ているのだ——と。何より

もその「総合的性格」こそが確認されねばならない。

そのうえで、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の第3の「意義」こそ、③「資本主義の非永遠性視角」の提起ではないか。すなわち、宇野は、「経済学原理論の終結規定」を「資本主義社会の階級性」規定に即して示し、しかもその特質を、「現象的にはなんらの階級的関係にもよらないもの」(旧『原論』521頁)として明らかにしていた。そしてその場合、そのような「現象」を呈する条件としては、それが「商品形態」を媒介にして形成される点を指摘しつつ、結局、「商品の売買と同様に……それは全く自由、平等の契約関係を通して結ばれる社会関係として」(同)展開する——点が強調されていた。まさしくこのような把握からこそ、「資本主義社会の非永遠性」という画期的な主張も導出されるとみてよく、ここを立脚点として、最終的には、「経済原論」こそ、「資本主義が一定の歴史的時期に始まり、一定の歴史的時期に新たなる社会に転化すべきものであることを含蓄する、そういう歴史的法則としてこれを明らかにする」(同)のだ、といわれるわけである。

したがって、こう集約されるべきではないか。すなわち、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論は、結論的には、「資本主義社会の有限性＝非永遠性」という「体制的総括」を全体的に表明しているのだ——と判断可能なのであって、この枢軸点こそ、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論が有する、その最も深部にある、その本質的意義だというべきであるのだと。くれぐれも、この「枢軸点」が見過ごされてはなるまい。

[3]宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の問題点 そのうえで、(3)宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の「問題点」へと急ごう。そこで、最初に第1の問題点としては、①「ロジック展開の難点」<sup>17)</sup>が無視できない。すでに具体的にフォローした通り、宇野のロジック展開は、「商業資本機能の特殊性→商業利潤の分割→産業利潤への移入→資本利潤一般への適用」という道筋を辿るが、このロジック展開について、例えば以下の3点には疑問を禁じ得ない。すなわち、まず1つ目は(イ)「商業利潤の分割」に関してであり、宇野は、「商業資本自身が銀行からの貸付資本を利用する場合」を根拠とすると、「商業資本の利潤は、一方では商品の購入に充てないでその資金を貸付資本として使用した場合に得られる利子部分と、商業的活動

によって得られるものと考えられるいわゆる企業利潤部分とに分けられることになる」(旧『原論』507頁)と説明する。これこそ、これに續いて展開される、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論全体の決定的スタート論理だが、この根拠付けは薄弱ではないか。というのも、この論理の枢要点は、「流通過程を担当するという商業資本機能の特殊性」と「商業資本による貸付資本の利用」という2点にあると判断できるが、たとえその特殊要因を考慮するにしても、それによって、「商業利潤の『利子と企業利潤への分割』」化が明瞭に設定できるとはいえない——からに他ならない。たとえそのような事情があったにしても、商業利潤からは、「投下総資本の全体が一定期間に生み出したその超過分」という概念しか引き出し得ないはずであって、そのような会計処理の後に、「商業利潤総額」から「利子部分」を控除した結果をあえて考えれば、それは、いわゆる「企業利潤」とも「看做せる」というだけに過ぎまい。そこには論理的にいって何の「神秘性」もないであって、何らかの独断を挟まないかぎり、この地点で、「商業利潤の分割」を導出すことは困難であろう。まずこう判断可能である。

そうであれば、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の冒頭論理にそもそも無視できない難点があるかぎり、次に2つ目として、それ以降の、(口)「産業利潤への移入→資本利潤一般への適用」という論理環もが成立困難なのも当然であろう。もう贅言は不要だが、たとえ資本が貸付資本を利用して投資活動を実行したとしても、その結果得られる「資本利潤」は、いずれも「投下総資本が全体として生み出した超過部分」であるに過ぎないのであって、それを「利子部分—企業利潤部分」とに区分する根拠は一切あり得ないというしかない。本来、資本主義はそのような区分根拠を持ち合わせていないのである。しがってそうであれば3つ目に、結局はこう理解する以外にはあるまい。すなわち、(ハ)「機構論からの逸脱」が改めて批判されねばならないのであって、このような宇野の理論的処理は、「分配論」に即して展開されてきた、「利潤論→利子論→地代論」というこれまでの宇野・機構論体系を、一方では分断させながら他方では「理念論」へと「逸脱」させていく、そのような不適切な処理だといわざるを得ない——のだと。この点が白眉をなす。

続いて、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論に関する問題点

の第2は②「機構論－理念論関連の錯綜性」に他なるまい。すなわち、それは3つのポイントから構成されるように思われるが、まず1つ目は(イ)「理念論としての難点」であろう。これはいま直前に指摘した論点であるが、あえて要約して再指摘すれば、宇野「分配論」の論理的航路が正常ルートから逸脱して、いわば「迷路」に迷い込むに至っているということに他ならない。つまり、「利潤論→地代論→利子論→商業資本論」という、「機構論」に沿った「分配論」の論理的道筋が、「商業利潤の『利子と企業利潤への分割』」という地点で大きく屈折し、そこから「理念論」へと逸脱することになった——ということであり、宇野「分配論」の大きな成果をなす「機構論」の貫徹が、いわば中断を余儀なくされたという難点を意味する。

しかもそれだけではない。そのうえで、このような「理念論」がしばしば「機構論からの反省」に直面するわけで、その結果、2つ目として、(ロ)「理念論と機構論との混濁」が表面化する。言い換えれば、「理念論」が単なる理念に過ぎない点を「機構論」を根拠として「反省」するという宇野の処置に他ならないが、その「反省」自体は基本的に正当であるにしても、宇野の本来の意図としては、たとえそれが「擬制的・隠蔽的イデオロギー」であっても、資本主義の現実としては、その「理念」が、「日常的な意識」として、むしろ「疑問なく」社会的に「貫徹・普及・通用」していく点こそを強調すべきではないのか。そうではなく、宇野の処置のように、その「理念」がいわば「擬制」であることをそのケースごとに指摘することになれば、それが「疑問なく貫徹していく」側面に大きな「穴」が生じることになろう。その意味で、「理念論と機構論との混濁」が一層その難点を深める。

こう考えてよければ、結局、最後に3つ目に、要するに(ハ)「機構論的役割の喪失」こそが批判されねばなるまい。ここまでフォローしてきた通り、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論は、一面で「機構論からの逸脱」に陥るとともに、しかも他面で、「機構論からの反省」によって補完されることによって、総体としては、「機構論と理念論との混濁」を生み出す結果に終わっている。したがってその意味で、「理念論としての難点」を抱えざるを得ないと判断する以外にはないが、それは、最終的には、「機構論的役割の喪失」という基本的な問題点としてこそ集約可能ではないか。宇野「それ自身に

利子を生むものとしての資本」論の問題性は、まさにこの点にこそ還元可能なように思われる。

こうして、宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論の第3の問題点こそ③「原理論の終結規定」であろう。すなわち、繰り返し確認したように、宇野の「終結規定」は「資本主義社会の階級性」にこそ設定されていた。そしてその場合、宇野のこのような主張の土台には、「商品形態による階級関係の媒介」に立脚した「無階級性」という「資本主義社会の特殊性」が前提となっていたが、ここまで具体的な検討を踏まえると、宇野のこのような「終結規定」論には疑問が残ろう。なぜなら、「資本主義社会の階級性」を「終結規定」に置くというこのような宇野の体系化は、あくまでも、「理念論の深化プロセス到達点」という宇野の理解に立脚したもの以外ではないが、すでに確定した、「理念論としての難点」という評価に立てば、それが正当性を欠落させているのは余りにも自明だから——に他ならない。換言すれば、「資本主義の階級性」を「終結規定」だと判断する根拠は、何よりも、「機構論からの逸脱」という欠陥を免れ得ない「理念論への屈折」以外にはない以上、「機構論からの逸脱＝理念論への屈折」にそもそも無視できない問題点があるとすれば、その帰結としての、「終結規定＝資本主義社会の階級性」把握そのものが疑問なのは当然であろう。

したがって、こう結論されるべきであろう。すなわち、「理念論の到達点」を意味する「資本主義社会の階級性」に即して「原理論の終結規定」を与えては決してならないのであり、そうではなく、「分配論の課題」であるまさに「機構論」に立脚してこそ、その「終結規定」は設定されねばならないのだ——と。宇野体系の問題点は最終的にまさにここにこそある。

### III 原理論体系の終結規定

[1]分配論の体系 今まで考察してきた宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論を下敷きにしつつ、さらにそこに残された未決点にも解答を与えるながら、ここからは一定の問題提起を試みていこう。そこで最初に基本前提をなす(1)「分配論の体系」から始めると、まず第1に①「分配論の位置」が重要だが、すでに別稿でも示した通り、周知の如く、「分配論」は以下の

ような構成をもつ。すなわち、取り合えず1つ目として(イ)「分配論の対象」から入ると、「生産論」のそれが「資本一労働の総体的関係」であるのに対し、「分配論の対象」は、それを前提とした「資本家相互の社会関係」へと現実化する。いうまでもなく、「生産論」における「総体的関係レベル」を超えていわば「個別的レベル」へと転化することになるが、そうであれば、次に第2として、(ロ)「分配論の方法」も変化せざるを得ないのは当然といってよい。というのも、「総体レベル」から「個別レベル」へとその対象が移行した以上、この「個別レベル」の分析に合致した新たな「方法」が不可欠だからであって、このような要請に対応して、「分配論の方法」は、「生産論」に即応した「総資本」の方法から「個別資本」の方法へと移行しよう。そしてそのうえで、3つ目こそ(ハ)「分配論の課題」に他なるまい。すなわち、「資本家相互の社会関係」を「対象」にしつつ「個別資本」という「方法」に基づいて遂行されるこの「分配論」は、一体何をその「分析課題」とするのか——という論点以外ではないが、それはもはや明白であって、「生産論の課題」が「資本主義の存立根拠—剩余価値の生産」分析にあったのと比較して、「分配論の課題」が、それを土台とした、「資本主義の運動機構—剩余価値の分配」分析にこそ設定されるべきなのはいうまでもなかろう。まさしく、以上のような3層として「分配論」は構成されている。

ついで第2に②「分配論の展開」はどうか。さて、このような「対象—方法—課題」をもちらながら、「分配論」は大まかにみて以下のように展開していく。すなわち、いくつかの別稿によってすでに積み重ねてきた通り、「分配論の展開」は、まず1つ目に、(イ)「利潤論」をその「全体的枠組論」に配置することからスタートしていく。具体的に追えば、「費用価格→利潤→利潤率→競争→一般的利潤率→生産価格」というプロセスを辿るが、この「利潤論」こそが、「分配論」のまずその「基本的骨格」を形成するといつてもよい。そのうえで、「分配論展開」におけるその2つ目の環として(ロ)「地代論」が位置づこう。つまり、「一般的利潤率—生産価格」形成を支える独自のメカニズムという点から、「地代一般→差額地代I→差額地代II→最劣等地に生じる差額地代→絶対地代→土地所有」という軌跡に沿って「地代形成機構」が解明されるのであり、その意味で、「地代論」は、「利潤論」のいわば「応用問題」という性格をもとう。ついで3つ目に(ハ)「利子論」が位置づけられねばならない。具体的には、「信用一

般規定→商業信用→銀行信用→信用創造→貨幣市場→利子率体系」という順序で、「資金需給メカニズム」の構築が解明されていくが、まさにそれを通して、「資本蓄積の現実的促進作用」こそが明確になる——と意義付け可能である。

そこでこれを受けて、最後は第3に③「分配論の到達点」が重要だといつてよい。すなわち、「分配論」は、まさに「個別一機構的視角」に立脚しながら、取りわけ「機構的—メカニズム的行動論」に即して、「利潤論→地代論→利子論」という経路に沿って展開していくといえるが、そうであれば、その「到達点」が「景気循環論」<sup>18)</sup>以外にあり得ないのはもはや自明ではないか。何よりも、「景気循環論」こそ、「賃金—利潤率—利子率関係」を基軸にして、資本主義的生産総体を、その最も現実的レベルに焦点を合わせつつ「機構論=メカニズム論」に即して解明を試みる——、そのような理論領域であるからであって、その意味で、「景気循環論」こそ、「個別一機構」的視角をその本質とするこの「分配論」の、まさしくその「到達点」にこそ相応しかろう。要するに、それこそ「分配論の到達点」をなすのである。

[2]価値法則論の役割 こうして「景気循環論=分配論の到達点」という命題が手に入ったが、このことは、表現を変えれば、この「景気循環論」こそ、(2)「資本主義の体制的法則」たる「価値法則」における、その「総括規定論」をも意味している——ということ以外ではない。すでに繰り返し指摘してきた点でありものはや贅言は避けるが、周知の通り、「価値法則論体系」<sup>19)</sup>は、原理論体系において以下のような3側面からこそ構成されている。すなわち、(A)「流通(形態)論=価値法則論の『形態的装置論』」(B)「生産(過程)論=価値法則論の『実体的根拠論』」(C)「分配(関係)論=価値法則論の『運動的機構論』」という3部構成に他ならないが、いま確認したように、さらに「分配論の到達点」が「景気循環論」以外にはないとすれば、結局、「景気循環論=価値法則論の最終総括領域」という総合命題こそが発現してこよう。まさしく「景気循環論」こそ「価値法則論」の究極体系だといえる。

そこでこういうべきではないか。すなわち、原理論体系はいうまでもなく「分配論」をこそその最終理論領域としてもつが、さらにその「分配論」が「価値法則論体系」として集約された場合には、まさに「景気循環論」においてこそその最終的な総括が実現される以外にはない——のだと。まさにここからこそ、

「原理論の終結規定」もが結論的に指し示されていこう。

[3]原理論の終結規定 以上を総合化して、全体の最後に、(3)「原理論の終結規定」を提示しておきたい。しかし、もはやその内容は明瞭なのであって、ここまで考察によって十分に論証されたように、「経済学原理論」はまさしく「景気循環論」をこそその「終結規定」としなければならない——と結論されてよい。したがってその意味で、「資本主義社会の階級性」をその「終結規定」とする宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論には、なお検討を深めなければならない基本的問題点が否定できないというべきであろう。

- 1) 拙稿「資本の絶対的過剰生産と恐慌の勃発」(『経済論集』第33巻第1号、2013年)。
- 2) 宇野弘蔵『経済原論』上(岩波書店、1950年)は旧『原論』と略称して『宇野弘蔵著作集』(岩波書店、1973年)第1巻の頁数で示す。また同様に宇野『経済原論』(岩波全書、1964年)は新『原論』と略記したうえで『宇野弘蔵著作集』第2巻の頁数で表す。
- 3) 宇野「それ自身に利子を生むものとしての資本」論を検討した文献は極めて少ない。例えば、岩田弘『世界資本主義』(未来社、1964年)第5章、宇野弘蔵編『資本論研究』V(筑摩書房、1967年)、武井邦夫『利子生み資本の理論』(時潮社、1972年)第3篇、山口重克『資本論の読み方』(有斐閣、1983年)第4章、などが参照されてよいが、いまだ未開拓領域である印象が強い。
- 4) 新『原論』では全体の分量が圧縮されていることもあって、内容が著しく簡潔化されている。そのため、このように明確に論理分割することが難しく、その点で注意を要する。
- 5) この「商業資本の特殊性」について新『原論』ではもう一步エレガントにこういわれる。つまり、そのポイントは「剩余価値の生産」視点が微妙にクリアされている点にあるとみてよく、例えば、「生産手段と労働力とを商品として買い入れて生産し、その生産過程で剩余価値を生産しながら、その剩余価値を利潤として資本額に応じて分配するという関係を基礎にして、その利潤を安く買って高く売ることからえられる利潤のうちに解消することになるのであって、商業活動によって代表される資本家の活動にその利潤の根源を求めることになる」(新『原論』157頁)といわれる。その点で、「剩余価値生産」は微妙な形において扱われていよう。
- 6) 新『原論』では「資金の源泉」規定は明瞭ではないが、やはり「資金の性格」視点は同様であって、その点は、「産業資本も、一方では銀行を通して融通せられる資金を自己の資本に加えてその資本として利用し、それに利子を支払うと共に、自己の遊休資金は銀行に預金して多かれ少なかれ利子をうるということになるのであって、自己の資本自身をも他から借り入れた資金によるものとする」(同)と説明される。やはり

「資金の性格」はいぜんとして残る。

- 7) その場合に興味深いのは、新『原論』では、旧『原論』にはなかった以下のような指摘が目立つ点ではないか。「個々の資本の生産過程に伴う遊休貨幣資本をできうる限り生産資本化し、商品資本をできる限り迅速に貨幣資本に転化するという形であらわれた、資本家的商品経済に特有なる、経済過程のいわば経済的処理方法に他ならない。」(同) その意味では、「それ自身に利子を生むものとしての資本」の1つの「本質」が、「生産手段と労働力とを一刻も無駄にしてはならないという、資本家の方法のいわば精神をなすものといつてよい」(同)——点にこそあることが、宇野によって明示されているとも考えられる。
- 8) この「関連」に関して新『原論』では、旧『原論』における「不明瞭性」とはニュアンスの異なる「二面性」が現出しているように思われる。つまり、まず一面では、「一般に資本主義社会においては一定の定期的収入は、一定額の資本から生ずる利子とせられることになるのであって、貨幣市場の利子率を基準にして、かかる所得は利子による資本還元を受けた、いわゆる擬制資本の利子とみなされることになる」(新『原論』158頁)とされるかぎり、ここでは、「貨幣市場—利子率—資本還元—資本市場」という諸概念を織り込みつつ、「株式その他の有価証券の売買市場は、資金が商品化されて売買される貨幣市場に対して、資本市場をなすわけである」(新『原論』159頁)点から、むしろその「原理規定性」こそが強調されているのではないか。しかし他面では、その「歴史段階性」が極めて明瞭に指摘されるのも事実であって、例えば、「産業における株式会社制度の普及は、固定資本の巨大化を前提として、所謂金融資本の時代を展開することになるのであって、原理論だけでは究明しえない諸現象を呈することになる」(同)とすることによって、その「歴史段階性」がまず断言される。しかもそれに加えて、宇野は、「株式会社の資本についていえば、必ず一般の普通株主資本家と会社の支配権を握る大株主資本家とを分離し、前者はむしろ利子所得者化し、後者がそれに対応して他人資本をも自己資本と同様に支配する資本家となり、いずれも原理的には規定しえない、種々なる具体的な、いわば典型的規定をあたえるよりほかない、諸関係を展開する」(同)とさえ説明するのだから、その「歴史段階性」については疑問はあり得まい。まさにそれは、「この諸関係をも原理的に規定しようとすると、本来の原理的规定は与ええなくなる」(同)という点で適切な説明ではあるが、そうなると、宇野のもう1つの「原理規定性」との相互矛盾が表面化してしまおう。
- 9) 「株式会社」について新『原論』では、いま確認したような「歴史段階性」に関する叙述を別にすれば、旧『原論』におけるような、機構上の内容的説明が省かれている点が目立つ。
- 10) 「商品経済における物神崇拜は、……労働力の商品化による資本の生産過程において、その根拠を明らかにされるのであるが、それ自身に利子を生むものとしての資本において、その完成を見るものといつてよい。勿論、これは単に誤ってそう信じられるというものではない。それによって資本はその運動を律せられるのである。それ

はいわば労働力の商品化による社会関係の物化に対応する資本主義社会の理念をなすものといってよいのである。」(新『原論』160頁) まさに「資本主義の理念」という体系的位置づけが目立とう。

- 11) 分量が短縮されたこともあって、新『原論』ではこの「国民所得」論は姿を消している。
- 12) この点に関して、新『原論』では、「社会主義」という表現をも加えて以下のようにヨリ積極的に説明されている。「諸階級社会に通ずる階級関係の一般的規定が明らかになり、またそれが資本主義社会に特有な形態をもって、特有な機構をもって展開されているということが明らかになれば、社会主義がその目標をいかなる点に置くべきかも明らかになる。経済学の原理は、そういう意味で社会主義を科学的に根拠づけるものとなるのである。」(新『原論』163頁) 宇野の、前向きな「原理論－社会主義」関係認識として熟慮すべきであろう。
- 13) 「むしろ経済学は、そういう法則性を原理的に完全に説きうるという点で、対象を抽象的に、一般的にではあるが、完全に認識しうるという、特殊の、おそらく他のいかなる科学にもない——性格をもっているのであって、その点で対象の変革の主張を科学的に基礎付けることになるのである。」(同) 「実際また資本主義社会の基本的運動法則と共に、その階級性が明らかにされ、しかもそれが従来の諸社会に対し、その一般的基礎を明らかにするものとして、資本主義社会の歴史性として明らかにされることになれば、社会主義運動は、資本主義社会の変革を必然的なるものとして科学的に主張しうることになるのである。」(新『原論』164頁) いずれも「社会主義的変革」への関係性が明瞭ではないか。
- 14) ちなみに、新『原論』では、この「冒頭商品論への円環化」視点はその影を潜めていよう。
- 15) この点について詳しくは、前掲、山口『資本論の読み方』第5章が参照されてよい。
- 16) しかし直ちに指摘する必要があるのは、そうだとしても、この「体制理念の確定化」によって原理論を終結させることはできないという点であって、それは独自の構成が不可欠であろう。
- 17) この問題点の詳細については、何よりも、前掲、山口『資本論の読み方』第5章が優れている。
- 18) 「景気循環論」については、拙著『景気循環論の構成』(御茶の水書房、2002年)をみよ。
- 19) 價値法則論については、拙著『價値法則論体系の研究』(多賀出版、1991年)を参照のこと。そこでは、「價値法則論」の「定義・展開・意義」について、その多面的な考察を試みた。